



こども
まんなか青森

AOMORI

EDUCATION VISION

あおもり未来教育ビジョン

Ver 2.0

青森県教育施策の大綱

2024～2028

2040年を生きる子どもたちのために

青森県100年の計を立てるならば、その柱は教育にあります。

一方で、デジタル技術の急速な進展は、私たちの暮らしや働き方、価値観に大きな変化をもたらしており、100年後どころか、5年後、10年後の社会がどのように変わっていくのかも、正確に予測することがますます困難な時代となっています。

子どもたちに、こうした変化の激しい時代を生き抜いていく力を身に付けるための教育を提供していくことは、本県がめざす「若者が、未来を自由に描き、実現できる社会」を実現していく上で、最も重要な課題の一つです。

これまで、智慧の根源は、暗記やそれに基づく知識の量でした。

しかし、検索エンジンの力により、私たちは膨大な知識にいつでもどこでもアクセスできるようになりました。必要な知識は、教科書を中心とする活字はもとより、テレビ、SNS、動画、映画、漫画、さらにはメタバースなど、様々なメディアや仮想現実からも体験的に得ることができます。

一方で、こうした時代にあってAIが進化すればするほど、AIにはできない、他者とのコミュニケーションを通じて得るそれぞれの人々が持つエピソードを、自らの思考や行動に生かしていく力を身に付けることが必要です。

知識を得る方法が多様化し、これまでと知識の持つ意味が変わってきている今、大切なことは、自らが問いを立て、様々な人との関わりや対話の中から「納得解」を見つけることです。

対話を通して答えを見つけていく体験を繰り返すことで、将来予測が困難な時代を生き抜いていく力を身に付けることができます。学校は、こうした知性と智慧を身に付けることができる場所へと変わっていく必要があります。

同時に、学校は、子どもたちの学ぶ心に火を灯し、子どもたちが毎朝「学校に行きたい」と思える場所であってほしい。

また、学校現場の最前線に立つ先生が、子どもたちの学びの伴走者としての自信と誇りを胸に、子どもたちのために様々なチャレンジができる環境であってほしい。

そして、すべての県民の皆様が、子どもたちをまんなかに考える青森県であってほしい。

そのため、この青森県教育施策の大綱により、本県の教育施策の基本的な方向性を示し、県教育委員会との密接な連携のもと、教育施策の総合的な推進を図ります。

子どもたちへの投資は未来への投資です。子どもたちが、ふるさと青森県に誇りと愛着を持ち、青森県で、日本で、世界で、自分の思い描く未来を実現できる社会は、私たちすべての県民にとって必要なものです。県民の皆様の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

青森県知事

宮下 宗一郎

<目 次>

第1章 はじめに

- 1 大綱の趣旨 1
- 2 大綱の位置付け 1
- 3 期間 1

第2章 青森県のめざす教育

- 1 県民の多様な「学び」の充実 2
- 2 時代の変化と今後の社会展望 3
- 3 「めざす教育」 6
- 4 「めざす教育」の実現に向けて 7

第3章 施策の方向性

- 1 あおもりの未来をつくるこどもたちのための学校教育改革 9
- 2 元気な地域づくり・人づくり 12
- 3 文化・スポーツの振興 12

第4章 学校教育改革の推進

- 1 学校教育改革の3つの柱 14
 - (1) 学校の働き方改革、教職員のウェルビーイング向上<教職員の余白づくり> 15
 - (2) 教育DX、学びの環境アップデート<こどもたちの学びの環境づくり> 17
 - (3) 学校の経営力強化<教育改革の出発点> 19
- 2 更なる改革の推進に向けて 20
 - (1) 県立学校の魅力化・特色化 20
 - (2) 県立高等学校入学者選抜制度 20

第1章 はじめに

1 大綱の趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)の改正(平成26年)により、地方公共団体の長は、教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な大綱(以下「大綱」という。)を定めるものとされました。

2024(令和6)年度から5年間の県行政運営の基本方針である「青森県基本計画『青森新時代』への架け橋」では、「2040年のめざす姿」として「若者が、未来を自由に描き、実現できる社会」を掲げています。その実現に向けては、こどもたちが、ふるさと青森県に誇りと愛着を持ち、生まれた場所や家庭環境に左右されずに、学び、成長できる環境づくりを進めていくことが重要であり、未来を担うこどもたちのための教育は県政の最重要施策の一つです。

そこで、本大綱により、本県の教育施策の基本的な方向性を明確にするとともに、知事と県教育委員会が「青森県のめざす教育」を共有し、密接に連携しながら、教育施策の総合的な推進を図ることとします。

2 大綱の位置付け

本大綱は、「青森県基本計画『青森新時代』への架け橋」のめざす姿の実現に向け、教育施策における目標やその根本となる方針を示した教育分野における個別計画であり、基本計画の教育施策に関する部分と整合を図っています。

また、本大綱の策定に当たっては、青森県教育施策の大綱及び教育施策全般にわたる専門的事項について、外部有識者の幅広い見地から助言等を得ることを目的に設置した「青森県教育改革有識者会議」からの提言を踏まえています。

3 期間

2024(令和6)年度から2028(令和10)年度までの5年間とします。ただし、期間中、「青森県教育改革有識者会議」からの提言等を踏まえて、内容の見直しを行っていきます。

第2章 青森県のめざす教育

学びは、人間本来の営みとして、生涯を通じて続けていくものであり、県ではそのために必要な教育施策を展開していきます。

本県において教育施策を進めるに当たっては、こどもを中心に考え¹、取組を進めていく必要があります。現在のこどもたちが大人になる2040年を見据えて、知事と県教育委員会が密接に連携を図りながら教育施策を総合的に推進していくために、「青森県のめざす教育」(以下「めざす教育」という。)を設定します。

1 県民の多様な「学び」の充実

(1) 学校教育改革

AI等の技術革新により、社会が大きく変化していく中で、将来予測はますます困難となっています。

今のこどもたちは、想像さえできない未来社会において、現時点では存在していない仕事に就いたり、開発されていない技術を使ったり、想定されていない課題を解決することなどに向き合っていかなければなりません。

そのためには、これまでの経験の延長線上で教育サービスを提供するのではなく、教える側から教育を受ける側への視点の転換、こどもの主体性を育てる探究学習、ICTを活用した新しい学び、そして個別最適な学びなどにより、こどもたちの学びのスタイルを変化させていく必要があります。

また、教職員は「ティーチャー」であるとともに、「コーチ」として、こどもたちと対話しながら、こどもたちが主体性と当事者意識をもって、新しい学びを獲得できる、新時代の青森県の教育を推進していく必要があります。

(2) ふるさと青森に愛着と誇りを持つ教育の充実

本県が人口減少に伴う様々な課題を乗り越え、持続可能な社会を実現していくためには、ふるさと青森を愛し、誇りに思う人づくりを進めていくことが重要です。こどもたちに、本県の価値や魅力を伝え、青森で生き生きと暮らす大人と関わる機会を増やす取組などを通じ、次世代の青森県を担う人財を育てていく必要があります。

¹こどもを中心に考え：2023(令和5)年4月に施行されたこども基本法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策を総合的に推進することを目的に制定されました。

(3)生涯学習・社会教育の充実

人々が人生を送る中で、学校教育、家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味などあらゆる場面での学びの機会があります。

生涯学習や社会教育を通じ、県民全体の多様な「学び」の充実を図ることで、県民一人ひとりのウェルビーイング向上を実現していく必要があります。

こどもから大人まで学び続けることはもちろん、大人がこどもたちの学びにも様々な場面に関わることが重要です。

2 時代の変化と今後の社会展望

(1)2040年の青森県と世界

現在のこどもたちが大人になる2040(令和22)年は、人口が100万人を下回り、老年人口比率が40%を超え全国に先んじてピークを迎えるなど、本県における人口構造が重要な局面を迎えます。

特に、本県の0～19歳人口は、2005(平成17)年の約27.5万人から2020(令和2)年時点で約18.4万人まで減少しており、2040年には10万人を下回るまで減少すると国立社会保障・人口問題研究所が推計しています。

本県や日本全体の人口減少が続く一方で、世界では人口増加が続き、2040(令和22)年には世界人口は約91億人になると推計されています。人口増加に伴う消費・生産の増加や経済成長の一方で、貧困、気候変動等のリスクも生じます。

加えて、生成AIを始めとする人工知能の発展、ビッグデータの充実、IoTの導入など、第4次産業革命が今後も進展していきます。特に、AIは、様々な分野へ浸透し、社会の在り方や生活の在り方を大きく変えていく可能性があります。

グローバル化が進展し、地方と世界との距離は加速度的に縮まり、世界の動きが我々の生活に密接になっています。国際情勢の不安定化やそれに伴う経済環境の変化等により、先行きはますます不透明になっており、将来予測が困難な時代を生き抜いていく力を身に付けていく必要があります。

(2)2040年の世界で求められる力

経済開発協力機構(OECD)では、社会を変革し、未来を創り上げていくためのコンピテンシー(個人の能力及び行動特性)として、①新たな価値を創造する力、②責任ある行動をとる力、③対立やジレンマを克服する力の3点を、世界の若者が革新的で、責任があり、自覚的であるべきという強まりつつあるニーズに対応していくために必要な力としています。

また、国の教育振興基本計画(令和5年6月16日閣議決定)においても、こどもたちが将来社会で持続的な発展を生み出せるよう、自らが社会を形成する一員であり、合意形成を経てルールや仕組みを創ることができる存在であるとの認識を持つことが重要とされており、

- 「正解(知識)の暗記」や「正解主義」への偏りから脱却し、学びの動機付けや幅広い資質能力の育成に向けて「主体的・対話的で深い学び」の視点から授業改善を行っていくこと
- 学習者の主体性を軸として、他者との協働や課題解決型学習などを通じた深い学び・思考を体験できるようにするとともに、学びに向かう一人ひとりの能力や態度・学習意欲を育むこと

等が求められているところです。

これらを踏まえて、本県では、上記①～③の3つの力を「学びと挑戦」、「主体性」、「対話」と位置付け、こどもたちが学校教育等を通して、身に付けてほしい力とします。

- ①学びと挑戦(新たな価値を創造する力)
- ②主体性(責任ある行動をとる力)
- ③対話(対立やジレンマを克服する力)

①学びと挑戦(新たな価値を創造する力)

社会が大きく変化し将来予測が困難な時代において、こどもたちには、自ら未来を切り拓いていくことができる力が必要です。

今後は、これまでの教科学習だけでなく、こどもたちが学んだことを生かして自ら問いを立てること、その問いに対する答えを見つけるために社会の中で様々な実践や挑戦を行うこと等を通して、新たな価値を創造する力が求められています。

②主体性(責任ある行動をとる力)

未来を担うこどもたちにとって必要なことは、学びに対する主体性であり、当事者意識を持ち、自らの行動がもたらす帰結を自分自身で考えられることです。そして、自ら考えたことを他者に表現できる能力も必要です。自ら考え、行動し、表現することで、人間としての魅力を高めていく必要があります。

これからの時代でこどもたちには、主体性を持って学び、責任ある行動をとる力が求められています。

③対話(対立やジレンマを克服する力)

想像さえできない未来社会においては、自ら問いを立て、他者との協働を通じ答えを創り出していくことが大切です。そのためには、こども同士や教職員はもちろんのこと、家庭や地域など様々な人との対話を通して、答えを創り出していく力、その答えが正しいものか検証し続けていく力が求められています。

そして、これからの時代はダイバーシティの時代です。対話を通して、多様な考えを調整することや対立やジレンマを克服する力が求められています。

3 「めざす教育」

本県で生まれ育った全てのこどもたちのウェルビーイング向上のため、こどもをまんなかに据えた教育の実現を目指して、県民が一体となって取組を進めます。

<めざす教育>

「こどもまんなか青森」～未来を担うこどもたちのために～

- 地域社会を支える人財はもちろんのこと、日本や世界で活躍する人財まで多様な人財が青森県で育っていくよう、郷土に誇りを持ち、創造力豊かで、新しい時代を主体的に切り拓くことのできる人づくりを目指します。
- グローバル化やダイバーシティが進む中において、互いを思いやり、互いを認め合い、多様な価値観を受け入れ、多様性を尊重し合い、心豊かで個性あふれるこどもが育つ教育環境づくりを進めます。
- 特に、本県で生まれ育つ全てのこどもたちが、誰一人取り残されず、安心して一人ひとりの個性や資質・能力を最大限伸ばせるよう、学校教育においては、①学びと挑戦(新たな価値を創造する力)、②主体性(責任ある行動をとる力)、③対話(対立やジレンマを克服する力)を念頭に、教育環境の充実を進めます。
- また、こうしたこどもたちの学びを最前線で支える学校現場や教職員に対し、様々なかたちで寄り添う支援を一層充実するとともに、学校と地域・家庭との連携、協働を推進します。
- さらに、人生100年時代において、こどもを中心に据えながら、こどもから大人まで全ての県民が様々な学びを享受できるよう、地域づくり・人づくりの推進に向けた生涯学習の充実、文化・スポーツの振興に関する取組を進めていきます。

4 「めざす教育」の実現に向けて

(1) 学校教育の充実

将来の予測が困難な時代にあっても、こどもたちが心身ともに健やかに成長し、持続可能な社会の担い手として活躍するためには、時代の変化や多様なニーズに対応した教育環境と質の高い教育プログラムの整備が必要です。

教職員がこどもと向き合う時間を十分に確保することに加え、地域や企業・団体等の多くの人財がこどもの育ちや学びに関わることが求められています。

① 学校現場からの声の把握

「めざす教育」の実現に向けては、学校現場や教職員、教育行政を担う教育委員会が一丸となって取組を進めていくことが重要です。

そのためには、こどもたちの学びを最前線で支える学校現場や教職員の声を十分に踏まえながら、現場に寄り添った施策の展開が求められます。今後、特に教育委員会においては、効果的な施策展開につなげられるよう、学校現場の様々な状況を一層丁寧に把握していくことが必要です。

② 学校教育行政の在り方について

こどもたちの学びの環境を変えていくためには、学校教育行政の在り方の転換も必要です。

国(文部科学省)から県・市町村の教育委員会、校長、教職員へと通知される様々な取組に係る指針等はもちろん重要ですが、学校が意欲をもって主体的に変革するためには、教育委員会がこれまで以上に学校現場や教職員に寄り添った伴走型の学校教育行政へと発想を転換することも必要です。

県教育委員会が新たな施策展開に積極的にチャレンジできるよう、知事は総合教育会議での議論を始め、予算の編成・執行や条例提案等を通して、連携・協力していくこととします。

③ 市町村教育委員会との密接な連携

「めざす教育」の実現に向けては、小・中学校²といった義務教育の直接実施主体である市町村教育委員会と県教育委員会が密接な連携を図っていきます。

²本大綱に記載している「小学校」「中学校」には、学校教育法で規定する義務教育学校を含んでいます。

④学校・家庭・地域社会との連携

「めざす教育」の実現に向けては、単に学校だけでなく、学校・家庭・地域社会が相互に連携し、それぞれが適切に役割分担を果たしながら、地域の教育力を底上げし、地域全体で教育を支える体制を整えることが重要です。そのためには、教育が変わっていくことに対する保護者や地域による理解や協力が不可欠です。

(2)生涯学習・社会教育の充実

生涯安心して暮らせる地域をつくっていくためには、コミュニティ機能の強化や、地域を支える人財育成に取り組んでいくことが必要です。

人生100年時代においては、子どもや若者、社会人、高齢者など、年齢を問わず誰もが学び続け、地域社会の担い手となるよう、社会教育を充実させていくことが求められます。

県民が人生を心豊かに楽しむことができるよう、郷土の豊かな自然を心身で感じとり、伝統や歴史・文化に触れたり文化芸術活動を実践したりする機会や、楽しく身体を動かす機会を増やすなど、文化やスポーツを振興していくことが必要です。

第3章 施策の方向性

「青森県基本計画『青森新時代』への架け橋」では、「しごと」「健康」「こども」「環境」「交流」「地域社会」「社会資本」の7つの政策テーマに沿って政策・施策を展開することとしています。

中でも、政策テーマ「こども」では、「こどものウェルビーイングが実現している社会」を、政策テーマ「地域社会」では「元気な地域社会、自分らしく生きられる地域社会」、「心が充実する地域社会」をめざす姿の具体像として掲げており、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策である大綱についても、このめざす姿の具体像の実現に向けて、基本計画と同じ方向性の下、施策を展開していく必要があります。

そこで本大綱では、基本計画における政策テーマ「こども」及び「地域社会」の関連する政策・施策体系に沿って、施策を推進することとします。

1 あおもりの未来をつくるこどもたちのための学校教育改革

(1)「知・徳・体」の調和の取れた「生きる力」の育成

<主な取組>

- ・児童生徒の確かな学力を育むため、個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実に取り組みます。
- ・情報活用能力など、これからの時代に求められる資質・能力の育成に取り組みます。
- ・いじめなどの問題行動への対応や読書活動の充実など、豊かな心の育成に取り組みます。
- ・関係機関や団体等と連携した、児童生徒の自殺予防対策を推進します。
- ・こども時代の健康のみならず、人生全体の健康・ウェルビーイングを視野に入れ、食育の推進や運動習慣の定着など、こどもの健康づくりに関する取組を推進します。
- ・青少年の適切なインターネット利用の促進など、青少年の健全育成を推進します。
- ・自然体験活動、社会体験活動、文化芸術活動等、こどもの体験活動を推進します。
- ・幼児教育の質の向上に取り組むとともに、幼稚園、保育所、認定こども園等と小学校との連携を推進します。

(2) グローバル社会への対応と主体的に社会に参画する学びの推進

<主な取組>

- ・デジタル技術も活用しながら外国語教育を充実させるとともに、異文化理解の促進や、国際的素養を身に付けたグローバル人財の育成に取り組みます。
- ・主体的に課題を発見し、多様な人との協働により課題解決する探究学習の実施や、STEAM教育³等の教科等横断的な学習の充実に取り組みます。
- ・保護者を始めとする周囲の大人が、青森の良さをこどもに伝える意識を醸成するなど、郷土を理解し地域への愛着を深める人財の育成に取り組みます。
- ・地域活動への参加促進、世代間交流の機会充実などにより、若者の定住意識の醸成に取り組みます。
- ・主権者教育、防災教育、消費者教育、ESD⁴等、主体的に社会の形成に参画する教育を推進します。

(3) 「生きる・働く・学ぶ」をつなぐキャリア教育の推進

<主な取組>

- ・小・中・高等学校から大学等、そして就職までのつながりや将来の生き方を意識したキャリア教育の充実に取り組みます。
- ・学校、家庭、大学、地元企業等が、それぞれの役割の下で連携したキャリア教育支援の仕組みづくりを推進します。
- ・若者の就業意識や起業意識の醸成、職場定着を意識した県内企業への就職支援に取り組みます。
- ・産業界との連携による地域の産業・生活を支える担い手(職業人)の育成に取り組みます。

(4) 多様な教育的ニーズへの対応

<主な取組>

- ・障がいの種類や個々の障がいの状態に応じて、適切なコミュニケーション手段やデジタル技術を活用した児童生徒の学習機会及び交流機会の確保に取り組みます。

³STEAM教育：科学(Science)、技術(Technology)、工学(Engineering)、芸術・リベラルアーツ(Arts)、数学(Mathematics)の5つの領域を対象とした理数教育に創造性教育を加えた教育理念のことです。

⁴ESD：持続可能な開発のための教育(Education for Sustainable Development)を指し、気候変動等、開発に伴う現代社会の問題を自らの問題として主体的に捉え、持続可能な社会の実現を目指し行う学習・教育活動のことです。

- ・通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対する指導・支援の充実など、インクルーシブ教育⁵を推進します。
- ・特別な支援を要する児童生徒への職業教育や進路指導等、指導・支援の充実と、教職員の専門性向上に取り組みます。
- ・不登校児童生徒に対する学習機会の提供など、一人ひとりのニーズに適した学習支援に取り組みます。
- ・外国につながるのあるこどもに対して、日本語を学習する機会の提供に取り組みます。

(5) こどもの学びを支える教育環境の整備ときめ細かな指導の充実に 向けた人財の確保・育成

<主な取組>

- ・児童生徒が質の高い教育が受けられるよう、教職員の専門性向上やキャリア形成支援に取り組みます。
- ・教職員がこどもと向き合う時間を確保できるよう、少人数学級編制の実施や学校における働き方改革の推進、教育を担う多様な人財の確保・活用などに取り組みます。
- ・児童生徒が安心して学べる安全な学校施設を整備するとともに、魅力ある教育環境づくりに取り組みます。
- ・教職員のICT活用指導力の向上や校務のデジタル化の推進など、学校における情報化(教育DX⁶)を推進します。
- ・教育の実質的な機会の均等が図られるよう、教育費負担の軽減のための就学支援等に取り組みます。
- ・私学助成等を通じて、私学教育の振興に取り組みます。

(6) 学校・家庭・地域の連携・協働の推進

<主な取組>

- ・コミュニティ・スクール⁷と地域学校協働活動を一体的に推進します。
- ・学校と地域・企業等をつなぐ人財を育成するとともに、地域や企業と連携した取組(地域活動、体験活動等)を推進します。
- ・部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備に取り組みます。

⁵インクルーシブ教育：全てのこどもを包摂する教育のことで、例えば、障がいがある、性的マイノリティである、外国にルーツがあるなど、多様なこどもがいることを前提として、全てのこどもの教育の保障を目指すものです。

⁶教育DX：デジタル技術等を用いて、教育を変革していくことです。

⁷コミュニティ・スクール：学校運営協議会制度を導入している学校のこと。学校運営協議会制度は、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能になる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組みです。

2 元気な地域づくり・人づくり

(1) 地域の強みを生かした地域づくりと人づくり

< 主な取組 >

- ・地域資源を生かした地域づくりの推進及び地域コミュニティ維持・活性化に取り組みます。
- ・地域づくりに取り組む市町村や団体等の人財育成や取組支援を図っていきます。
- ・地域社会の多様なニーズに応える社会貢献活動やNPO活動などの促進に取り組みます。
- ・地域経済や地域づくりをけん引するリーダーの育成や国内外で活躍する人財とのネットワーク化に取り組みます。

(2) 人生100年時代の学び直しや生涯学習の推進

< 主な取組 >

- ・社会人の学び直しやリカレント教育⁸の推進に取り組みます。
- ・社会教育士⁹等の社会教育を進める人財の育成、県民の生涯学習と学びを通じた社会参加の推進、性別・年齢・障がい等の有無に関わらない多様な主体の生涯学習環境の充実と社会参加活動の促進に取り組みます。

3 文化・スポーツの振興

(1) 歴史・文化の価値や魅力に対する理解と活用の促進

< 主な取組 >

- ・「北海道・北東北の縄文遺跡群」の価値や魅力を県内外で広く伝えるとともに、認知度向上や受入態勢の充実に取り組みます。
- ・歴史的資料や文化財等を適切に収集・保護・保存するほか、デジタル技術の活用等による情報発信などの新たな価値の創出に取り組み、地域活性化を推進します。
- ・地域の祭りや伝統芸能などについて、鑑賞や体験機会の充実に取り組み、継承を促進します。

⁸リカレント教育：人生100年時代において、社会人が学校教育から離れたあともそれぞれのタイミングで多様な学びを続けることで、仕事で求められる能力などを磨き続けていくことです。

⁹社会教育士：学びを通じて、人づくり・つながりづくり・地域づくりの中核的な役割を果たす専門人材のことです。令和2年度から始まった制度で、定められた科目を修了した者は「社会教育士」と称することができるようになりました。

- ・県内美術・工芸品・文化財の展示など、海外の美術館・博物館との連携の可能性に向けた調査等に取り組みます。
- ・県立美術館等、県立の展示施設の企画を充実させるとともに、県内に所在する歴史・文化芸術施設や世界自然遺産、世界文化遺産との連携強化による魅力の向上に取り組みます。
- ・県民の芸術鑑賞機会や文化活動の発表機会を継続的に確保します。
- ・幼少期からの文化芸術活動への参加を促進するとともに、文化芸術に携わる人財の育成に取り組みます。
- ・県民、特に子どもたちがふるさと青森の歴史や自然、文化への理解を深め、郷土に誇りを持つことができる取組を推進します。

(2) 楽しく体を動かしスポーツに親しむ環境づくりと競技力の向上

< 主な取組 >

- ・2026(令和8)年に本県で開催される第80回国民スポーツ大会(冬季大会及び本大会)・第25回全国障害者スポーツ大会を通して、本県選手の競技力向上と県民のスポーツに対する意識醸成に取り組みます。
- ・大会後も地域の活性化が持続するよう、地域の魅力発信や来県者との交流の促進、おもてなしの推進に取り組みます。
- ・楽しく体を動かし、運動を習慣化させる機会の創出を推進します。
- ・スポーツ科学に基づいたスポーツ指導を推進するとともに、指導者などの人財育成により、幅広い年代における競技力の向上に取り組みます。
- ・スポーツ関連イベントの誘致など、スポーツを楽しむ心を育む機会の充実に取り組みます。

第4章 学校教育改革の推進

「めざす教育」を実現していくためには、時代の変化に合わせて、「学びの場」の最前線である学校現場が変化していくとともに、教育行政の取組を加速していく必要があります。

本章は、第3章1に掲げる「あおもりの未来をつくるこどもたちのための学校教育改革」の推進に当たり、青森県教育改革有識者会議からの2回にわたる提言（令和6年1月23日及び令和6年10月17日）を基に、こどもたちがこれからの時代にふさわしい学びを獲得するための学校教育改革の方向性や具体的取組について示したものです。

1 学校教育改革の3つの柱

人口減少や少子化、科学技術の発展といった社会経済環境の変化を踏まえるとともに、2040（令和22）年の世界で求められる力の獲得に向けて、こどもたちの学びのスタイルを変化させていくためには、教職員の教え方や学級運営が変わっていく必要があります。そのためには、新たな授業のやり方やこどもたちとの接し方などを十分に取り入れて展開していく余白が必要です。

教職員がこどもたちと向き合う時間を十分に確保するためには、教職員の声を踏まえながら業務改善を進め、教職員が本来担うべきことに集中できるようにし、教職員の生き方や働き方の多様性を実現していくことが重要です。

また、学校教育改革を進めていく上では、教職員やこどもたちが、学校の中で、自らの考えなどを自由に発言できる状態（心理的安全性）の確保に努めていく必要があります。

そこで、2024（令和6）年度から以下の3つの改革の柱に直ちに取り組みます。

（1）学校の働き方改革、教職員のウェルビーイング向上＜教職員の余白づくり＞

（2）教育DX、学びの環境アップデート＜こどもたちの学びの環境づくり＞

（3）学校の経営力強化＜教育改革の出発点＞

(1) 学校の働き方改革、教職員のウェルビーイング向上 ＜教職員の余白づくり＞

①教職員が担う必要のない業務のアウトソーシング¹⁰、学校DX¹¹

【学校DX・教職員の負担軽減】

- ・職員会議等の資料、学校配布物、各種アンケート調査等の原則ペーパーレス化
- ・保護者等との外部連絡手段を始めとしたクラウドサービス導入支援
- ・本来的に教職員が担う必要のない、また、苦手としている事業領域のアウトソーシングやデジタル化
- ・現場のユーザー目線に立った使いやすい校務支援システムの環境整備
- ・学校徴収金徴収事務等のデジタル化
- ・テストへの自動採点システムの導入
- ・家庭で自主的な学習ができるよう、1人1台端末の家庭での利用推奨と学校におけるネットワーク環境の整備
- ・文部科学省・学校DX戦略アドバイザー¹²の活用促進

【教職員の適正配置】

- ・学校の実情に応じた、教職員の確保・適正配置、複数担任制や教科担任制の導入
- ・特別支援学級担当者の専門性の向上や専門性のある指導体制の確保・充実
- ・学校現場の状況を踏まえた外部人財の配置拡充(スクールサポートスタッフ、ICT支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員、特別支援教育支援員、学校司書、校内教育支援センター支援員等)

【部活動指導】

- ・中学校部活動の原則全員入部の考え方の見直し
- ・部活動の地域との連携や地域移行の推進
- ・部活動顧問の実質上の強制、専門外・指導経験のない部活動の受け持ち、休日の大会引率などといった教職員の負担を軽減する仕組みづくり

¹⁰アウトソーシング:業務の一部を外部の専門組織等へ請け負ってもらうことや外部から調達することです。

¹¹学校DX:学校現場で行われていることについて、デジタル技術を用いて変革していくことです。

¹²学校DX戦略アドバイザー:1人1台端末を使った学びが本格化する中、教育の質の向上と、効果的なICTの一層の活用促進に向け、全国の小・中・高校、特別支援学校等の設置者等を対象に、専門性を有した有識者等を全額国費で派遣(助言・支援)する文部科学省の制度。

【市町村立学校における働き方改革の促進】

- ・市町村及び市町村教育委員会が行う教職員の働き方改革の取組に対する県教育委員会による支援
(例：校務支援システムの整備、勤務実態把握設備の整備、留守番電話導入や連絡手段のデジタル化、自動採点システム導入、集金・会計業務のキャッシュレス化 等)

②教職員のスキルアップ支援、魅力化

- ・民間のノウハウや外部の有識者を活用した各段階における体系的な研修プログラムづくり
- ・県と市町村との教職員向け研修の密接な連携
- ・教職員の年代や勤務環境等に合わせた、研修メニューの新設・拡充(オンライン研修、ワークショップ型研修の導入 等)
- ・次世代の管理職の育成や、ミドルリーダーを対象とした研修の更なる充実
- ・改正教育公務員特例法における教職員の研修受講履歴記録義務化への対応
- ・教職員の働きやすさや心理的安全性の確保に配慮した環境整備(教職員が相談できる窓口の設置 等)

研修内容(例)

若手 教職員

- 初任段階教員向けの体系的で手厚い研修の実施
- 教室マルトリートメント防止研修の実施
- 若手職員向けのコーチング研修の実施
- 探究学習や個別最適な学びの実現に向けた研修の実施 など

ミドル リーダー

- ミドルリーダーの育成研修の充実
- アントレプレナーシップ研修の実施
- マネジメント研修の実施
- 教職大学院への派遣 など

校長・教頭 (管理職)

- 管理職向けのコーチング研修の実施
- リーダーシップ・マネジメント研修の実施 など

教室マルトリートメント¹³、コーチング¹⁴、アントレプレナーシップ¹⁵は注釈を参照のこと。

¹³教室マルトリートメント：違法ではないが適切ではない態度、不適切な関わりのこと。

¹⁴コーチング：相手の話を傾聴し、内面に持っている自発性や可能性を引き出し、目標達成をサポートするコミュニケーションのこと。

¹⁵アントレプレナーシップ：新たな事業やサービスを創造し、リスクに立ち向かう精神・姿勢のこと。日本語では、起業家精神と訳されます。

(2) 教育DX、学びの環境アップデート<こどもたちの学びの環境づくり>

①自ら未来を切り拓ける探究学習・STEAM教育・個別最適な学び

【グローバル化への対応】

- ・英語4技能(聞く、読む、書く、話す)の全てをバランスよく習得するためのデジタル教材の導入
- ・世界で活躍することや海外大学での学位取得を目指す生徒のマインドセット強化
- ・オンラインを含めた国際交流のトライアルなど、教室に居ながら気軽に海外とつながる機会拡大
- ・海外の高校との姉妹校締結等による交換留学や海外からの留学生の受入れなど、県立高校における国際交流の推進
- ・県内高校生等への留学支援や留学体験者との交流による、海外へ挑戦する機会の拡大
- ・文部科学省が展開する「トビタテ!留学JAPAN」¹⁶等との連携強化

【個別最適な学びなど】

- ・STEAM教育・情報教育の充実、高校「情報I」等の授業水準向上・デジタル教材の導入など、こどもたちが個性と能力に応じた学びを獲得できる学習環境の実現
- ・教育データを利活用した学習・指導の個別最適化、学校教育全体を最適化するための教育ダッシュボード¹⁷の導入
- ・1人1台端末を活用した個別最適な学習環境の整備を着実に進めるためのKPIの設定
- ・AIドリル等、ICTを利用した教材の活用
- ・教育DXの推進に向けた、校内の通信環境の整備(通信帯域の確保、ネットワーク統合、無線LANの整備 等)
- ・県内公立学校における1人1台端末の円滑な更新
- ・県立高校で実施している「あおり創造学」の成果を小・中学校と共有し、連携して取り組むなど、本県が持つユニークな学習資源(縄文遺跡、自然環境、芸術文化等)を通じた総合学習・探究学習の推進
- ・企業や地域との連携促進など、小・中・高等学校全ての段階における探究学習の充実
- ・特別支援学校における学びへの意欲を育む教育活動の実施
- ・各学校の実情に応じた環境整備(少人数指導体制づくり、カリキュラムマネジメントへの助言、学校が自由進度学習の導入等を検討する際の情報収集支援 等)

¹⁶トビタテ!留学JAPAN:意欲と能力ある全ての日本の大学生や高校生が、海外留学に自ら一歩を踏み出す機運を醸成することを目的として、2013年に留学促進キャンペーンとして開始した文部科学省の取組。

¹⁷教育ダッシュボード:こどもたちの教育に関するデータを見える化し、こどもたちやクラスの状況を学校がよりの確に把握できるようにするもので、東京都等で導入されています。

②誰一人取り残さない、あらゆるこどもたちの学びの場づくり

- ・特別支援教育支援員の配置促進やICT活用による特別支援教育の充実
- ・特別支援教育に関する教職員研修の充実
- ・不登校の児童・生徒等への支援強化やこどもたちの居場所づくりに向けた相談窓口の設置・運用、校内教育支援センター¹⁸の設置拡充、オンラインを活用した学習機会の確保、関係機関との連携など、校内での対応の在り方の検討
- ・こども・若者関連施策と連携した、フリースクールなどの学校以外の学びの場や居場所の確保・充実
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置促進や処遇改善
- ・関係機関との連携促進や、ICT機器やデジタル教材などの導入・活用等を通じた、外国につながるのあるこどもたちが学ぶ環境の整備
- ・困窮世帯向けの大学、短大、専門学校等への進学支援の取組の充実やヤングケアラーへの支援

¹⁸校内教育支援センター：空き教室を利用して、不登校の児童・生徒を支援する機能を持った場所のこと。

(3) 学校の経営力強化＜教育改革の出発点＞

①センターピンは、学校の経営者たる「校長」

- ・意欲と能力が高い若手教職員の登用や民間からの登用なども見据えた、管理職(校長・教頭)への新たな登用基準の作成・明確化
- ・外部の専門家等による学校の経営力強化に向けた伴走型支援(校長へのサポートや悩み相談、内発的な校内改革に向けた対話型プログラム等)の実施
- ・校長の権限(人事や予算を含む)の明確化・裁量の可視化

②学校や校長を支えるために

- ・実効性のあるコミュニティ・スクールの導入促進と、地域学校協働活動との一体的な推進
- ・学校図書館の充実と機能強化、学びへの活用促進(蔵書の充実、学校司書の配置、公立図書館等との連携推進 等)
- ・社会教育と学校教育との連携推進
- ・複数校一括経営、学校事務の集約・機能強化等といった学校経営に関する先進事例の収集と内発的な改革の促進
- ・県民や保護者等の理解促進のため、教育改革や学校独自の取組等について、SNS等を活用した即時的・効果的な情報発信

2 更なる改革の推進に向けて

更なる学校教育改革の推進に向けて、学校教育改革の3つの柱に加え、学校現場や教育行政のアップデートを続けていきます。

(1) 県立学校の魅力化・特色化

人口減少と少子化が進行し、社会が変化する中において、本県の全てのこどもたちの学びの質を保障し高めていく必要があります。加えて、住んでいる地域にかかわらず夢や志の実現に向けて成長できるよう、魅力ある県立高校づくりを進め、多様な学びの選択肢をこどもたちに提示することが大切です。

このため、以下を始めとする様々なことについて、各学校、生徒、保護者、地域住民、自治体、産業界等の幅広い関係者と丁寧に議論しながら、こどもたちの学びを中心に据えた検討を進めていく必要があります。

- ・県立学校の更なる魅力発信に向けた、スクール・ミッションやスクール・ポリシーの普及とブランド力の向上
- ・生徒の多様な学びに対応できるよう、遠隔授業等の実施
- ・各県立高校が、生徒一人ひとりの興味関心や進路志望に応じた幅広い科目を開設できるよう、単位制の導入拡大

(2) 県立高等学校入学者選抜制度

こどもたちの学びのスタイルが変化する中で、県立高等学校入学者選抜についても、夢や志の実現のために確かな学力を身に付ける不断の努力や学校での様々な活動に主体的に取り組む意欲などを、適切に評価できる制度であることが重要です。

このため、以下を始めとする様々なことを学校関係者、生徒、保護者等と丁寧に議論しながら、入試制度の在り方等の検討を進めていく必要があります。

- ・生徒に寄り添い、中学校における多様な教育活動をより適切に評価できるよう、入試制度や調査書等様式のアップデート
- ・教職員の負担軽減や生徒・保護者の利便性向上に向けた、ウェブ出願やオンラインを活用した入学手続きの実施など、入試関連業務のデジタル化

青森県総合政策部総合政策課

〒030-8570 青森市長島1-1-1
017-734-9128・9129

2024(令和6)年3月策定(Ver.1.0)

2025(令和7)年3月改定(Ver.2.0)